

追及権とは

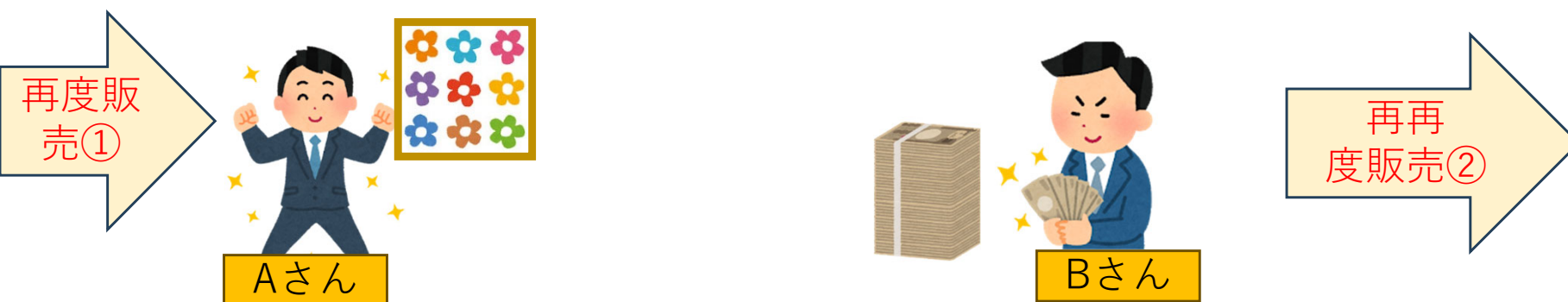
金城学院大学 デザイン工学部
小川明子

追及権とは

美術の著作物の原作品が販売された後、



再度、あるいは再再度転売される度に、

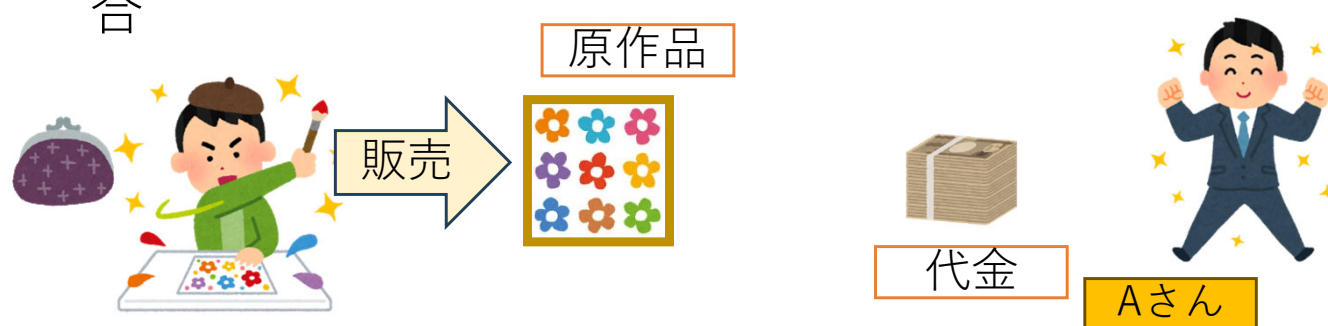


多くの国では、追及権の保護期間は、著作権と同じであり、没後50年～70年。

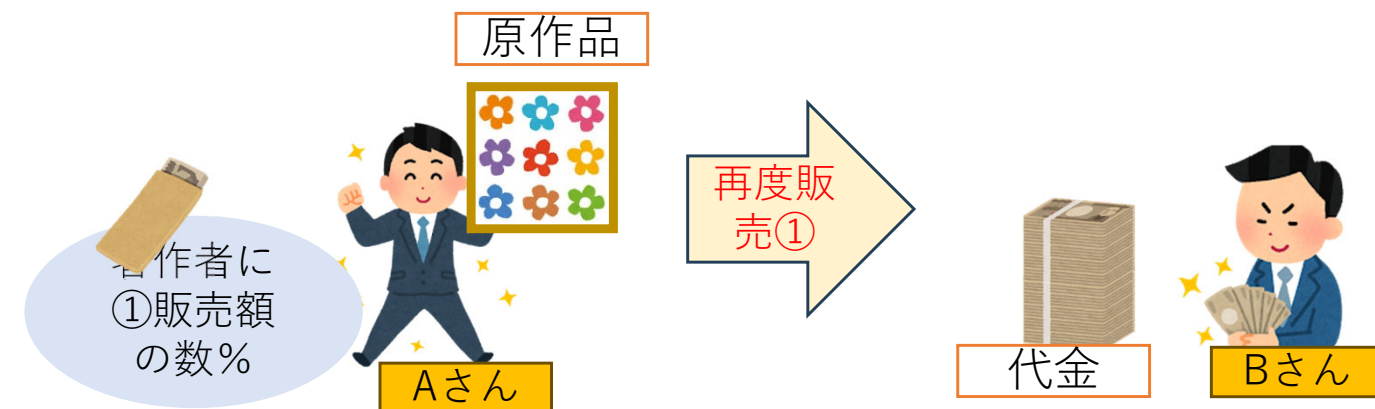
毎回、**転売額の数パーセント相当額**が著作者に支払われる制度。



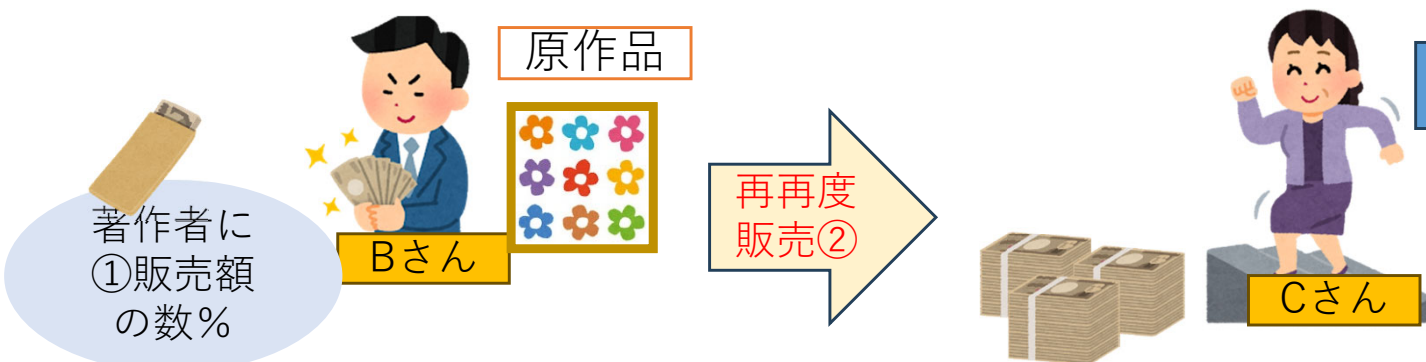
追及権のある場合



第206条 所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。



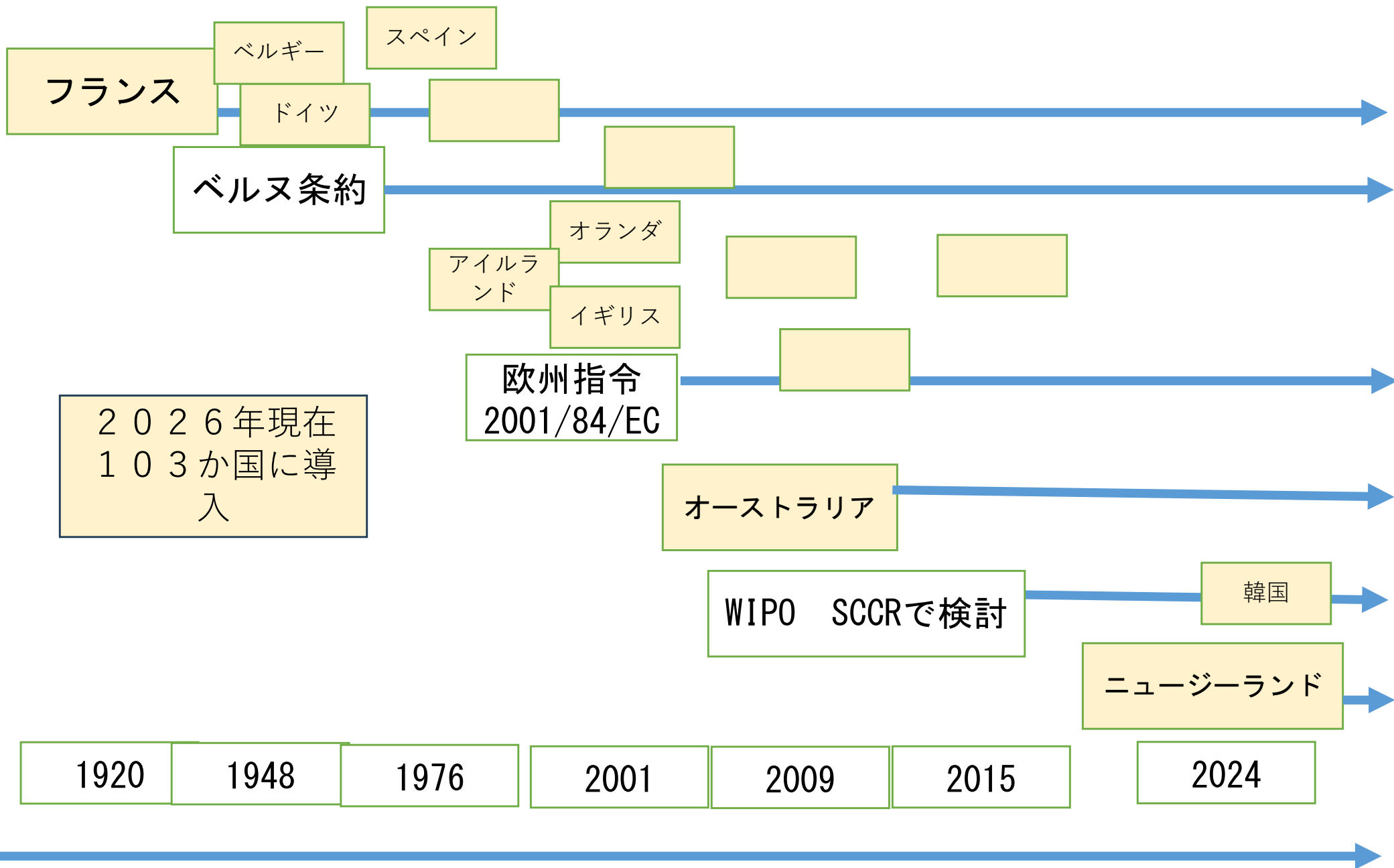
Bさんが、作品の所有者



Cさんが、作品の所有者

所有権は、購入者にある。→追及権は、著作者販売者に販売の許諾を与えるものではない。転売された時の販売額の数%を請求する権利である。
(報酬請求権)

追及権の歴史は、1920年フランスから始まった



芸術家からみた追及権

芸術家からみた追及権

福王寺一彦先生

- 平成22年12月15日より、日本芸術院会員。分野は絵画（日本画）。
- https://www.geijutuin.go.jp/member/13_collection.html

福王寺法林先生（1920－2012）

- 平成6年12月15日より日本芸術院会員。分野は絵画（日本画）。
- 平成16年文化勲章受章
- https://www.geijutuin.go.jp/member/574_collection.html

福王寺一彦先生への質問

1. 法林先生の家族として、お父様の作品と追及権について
2. ご本人として、自身の作品と追及権について

日本芸術院とは、第一部美術、第二部文芸、第三部音楽・演劇・舞踏からなる。

現在、第一部美術においては、絵画22名、彫刻8名、工芸、7名、書5名、建築・デザイン4名、写真・映像4名の合計50名。

日本における追及権の未来

金城学院大学 デザイン工学部
小川明子

著作者から見た追及権

音楽、文芸の著作者

作品は、CDや書籍として複製して販売

人気がでると、**販売数量**が増加

著作権料による収入増加。



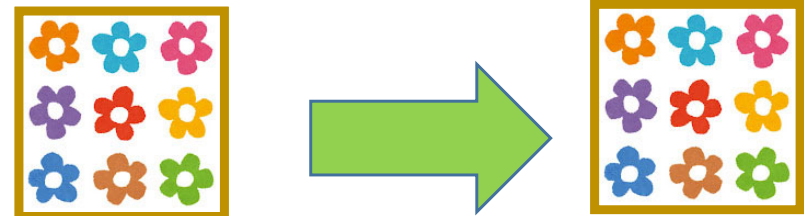
美術の著作者

作品そのものを販売

原作品による販売(1回)

人気がでれば同じ作者の**別の作品**の価格も上昇
しかし、作者が作品を作らなければ、**収入**
の道は途絶える。

転売に伴い価格が上昇しても、作者には追加収入はない



相互主義と追及権

ベルヌ条約は、著作権に係る条約であり、現在、181か国が加盟。

- 原則は、内国民待遇（加盟国の国民については、自国民と同様の権利を与える）
- ところが、**保護期間**、応用美術保護、追及権については、相互主義（相手国で実施していることを条件として、相手国の国民について自国内でも保護）
- 追及権が相互主義というのはどういうことにつながるのか？



保護期間の事例でいうと

A国

没後70年保護



Suzukiさん

Suzukiさんの
本はA国内で
は70年
だって、A国
内だから

Suzukiさんの
本は、B国内
では50年！
なぜ？？

Tanakaさんの
本は、B国内で
は50年
だって、B国内
だから

Tanakaさん
の本は、A国
内でも50
年！なぜ？？

B国

没後50年保護



Tanakaさん

追及権の事例でいうと

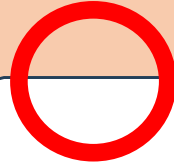
A国

追及権保護



カトリーヌさん

カトリーヌさんの絵がA国内で売られたら、追及権料もらえる。だってA国に追及権あるから。



カトリーヌさんの絵がB国で売られても、追及権料もらえない。だって、B国に追及権ないから。

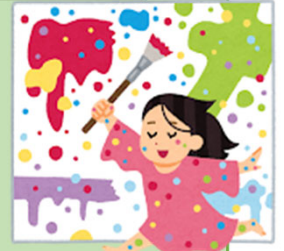


小川さんの絵がB国内で売られても、追及権料もらえない。だってB国に追及権ないから。



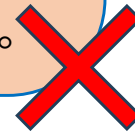
B国

追及権はない



小川さん

小川さんの絵がA国で売られたら、（あ、追及権もらえそうだけど）もらえません。だって、B国に追及権ないのだから、たとえ、追及権があるA国で売られても、小川さんは追及権料もらえないんだよ。

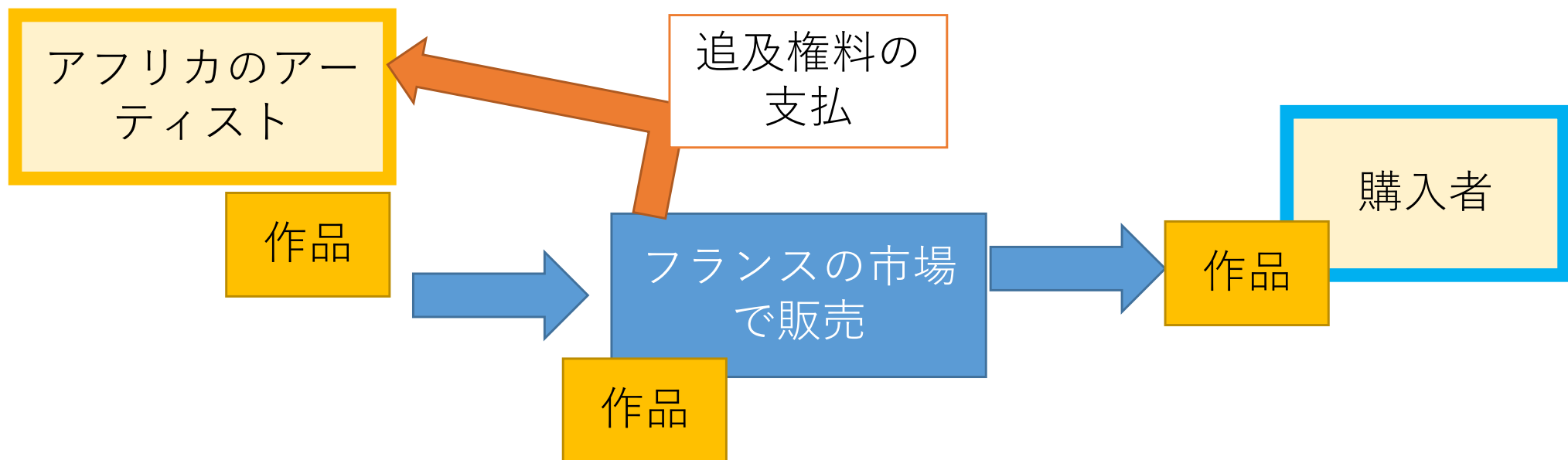


なんだか損をしている気がする。

16

追及権を導入すべきは、美術品市場のある国だけではない。

現在までに、多くのアフリカ諸国が相次いで追及権を導入



通貨価値に差異があるなか、欧州や日本では少額とされる程度であっても、居住国によっては、大きな収入源となる可能性高い。

WIPOのSCCRで何がおこっているのか？

2014、2015にも、追及権の検討の提案が行われた。

2015年 セネガルとコンゴが、**WIPO**での検討を正式に提案。

Agendaに入るか否かが決定せず、議論が続く。

SCCR27

SCCR30

SCCR31

SCCR32

SCCR33

International Artist's Resale Right Conference

SCCR34

SCCR35

SCCR36

SCCR37

SCCR38

SCCR39

SCCR40

SCCR 48 が
2026年5月

SCCR 49 が
2026年11月

SCCR（著作権等常設委員会）：追及権導入について、検討すべきという提案は2014年以来提出されているが、検討する議題に入れるか否かのところで未だ決着せず。

日本が追及権を導入することによって、描き得る未来。

相互主義

日本の美術の著作者が、国内外で、販売の一部を受け取ることができる。



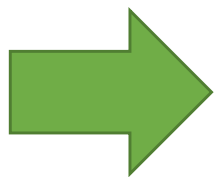
金銭的収入
の道を得る



美術の道で収入

販売されたことを
知る

自信



さらなる創作への意欲。